

けん銃110番報奨制度について

制度の概要

けん銃110番報奨制度とは、最近の厳しい銃器情勢を踏まえ、幅広くけん銃その他の銃器等に関する情報の提供を受けるため、実名・匿名を問わず、事件の検挙に欠かせない情報の提供を受けた場合で、けん銃その他の銃器が押収され、かつ、被疑者の検挙に至ったときに、通報者に対して、個別の事案に応じて報奨金が支払われるもので、本年5月1日から運用されているものです。

通報の受付

通報は、全国共通フリーダイヤル番号
0120-10-3774(ジュウ ミナ ナシ)
により、原則として通報者の発信地域を管轄する都道府県警察が受け付けます。

報奨金の支払い

報奨金は、通報によりけん銃その他の銃器が押収され、かつ、被疑者が検挙された場合に支払われます。

実名による通報の場合

支払われる金額は、通報によりけん銃その他の銃器が1丁押収された場合において10万円とすることを目安としつつ、一定の金額の範囲内において、通報や検挙された事件の内容、通報者の捜査手続への協力状況等を個別に勘案して算定されます。

匿名による通報の場合

通報者が匿名扱いを希望した場合は、通報者は、氏名、住所等の確認に代えて警察から示された情報の選別番号と通報者固有の番号を告げて、警察が示した連絡手段・方法により、警察に連絡することになります。

支払われる金額は、10万円以内で算定されます。

報奨金が支払われない場合

報奨金が支払われないのは次のような場合です。

- (1) けん銃その他の銃器が押収されない場合
- (2) 被疑者が検挙されない場合
- (3) 警察が、提供された情報を既に把握している場合(事件の立証等の観点から必要と認める場合は除きます。)
- (4) 通報者が共犯者であったり、その情報を得るために違法な行為があったと認められる場合その他報奨金を支払うことが不適当と認められる場合
- (5) 匿名とすることを希望した通報者から、一定期間内に、警察が示した連絡手段・方法により、警察に対して連絡がない場合

◎ 詳しくは、山形県警察本部(023-626-0110)組織犯罪対策課まで、お問い合わせください。